

一般細菌・薬剤

項目コード	検査項目	検査材料	容器	保存(安定性)	所要日数	実施料判断料	検査方法	提出条件	備考						
0601	顕微鏡検査 (一般細菌塗抹)	培養・同定に準ずる			1~2	61① 微生物	グラム染色 KOH法(皮膚等)								
0603	口腔、気道又は 呼吸器からの 検体	喀痰 6B010-6001-061-742	40	冷蔵	3~4	160 微生物	分離培地・増菌 培地・目的菌に 応じた選択分離 培地及び確認培 地を使用	1. 喀痰の採取 は、うがいで 口腔内を清潔 にして採取を して下さい。	常在菌の薬剤感受性 は実施していません						
0604		咽頭 6B010-6001-064-742	30												
0605		口腔 6B010-6001-099-742	30												
0606		鼻汁 6B010-6001-063-742	30												
0611		鼻腔 6B010-6001-099-742	30												
0637		気管支洗浄液 6B010-6001-091-742	2												
0630		気道 6B010-6001-069-742	30												
0607		消化管からの 検体	便 6B010-6002-015-742							10	冷蔵	7~10	215④ 微生物	2. 喀痰・糞便・ 尿は専用の容 器に入れて提 出して下さい。	カルチャーボトル又 は目的菌が髄膜炎菌、 淋菌の場合は室温保存
0608			胆汁 6B010-6002-054-742							2					
0609			胃液 6B010-6002-052-742							2					
0610	吐物 6B010-6002-090-742		2												
0617	血液又は 穿刺液	血液 6B010-6004-019-742	28	冷蔵	3~4	170 微生物	3. 血液は、カル チャーボトル に入れて提出 して下さい。	目的菌が、淋菌の場 合は室温保存							
0633		動脈血 6B010-6004-020-742	28												
0618		髄液 6B010-6004-041-742	2												
0619		腹水 6B010-6004-043-742	2												
0620		関節液 6B010-6004-044-742	2												
0621		胸水 6B010-6004-042-742	2												
0632		穿刺液 6B010-6004-040-742	2												
0614		泌尿器又は 生殖器からの 検体	尿 6B010-6003-001-742						2	冷蔵 又は 室温	3~4	170 微生物	4. 咽頭・鼻腔・ 耳漏等は、保 存用培地に入 れて提出して 下さい。	目的菌が、淋菌の場 合は室温保存	
0614			陰分泌液 6B010-6003-067-742						30						
0628			頸管分泌液 6B010-6003-058-742						30						
0616	尿道膿 6B010-6003-086-742		2・30												
0631	その他の部位 からの検体	精液 6B010-6003-060-742	2	冷蔵	3~5	160 微生物	5. 嫌気培養の検 査材料は、採 取後直ちに嫌 気用保存培地 又は嫌気ポー ターに入れて 提出して下さい。	目的菌が、淋菌の場 合は室温保存							
0625		眼脂 6B010-6005-066-742	30												
0626		膿 6B010-6005-086-742	2・30												
0615		褥瘡 6B010-6005-099-742	2・30												
0629		菌株 6B010-6005-080-742	30												
0622		耳漏 6B010-6005-065-742	30												
0623		皮膚 6B010-6005-099-742	2												
0624		爪 6B010-6005-078-742	2												
0602	上記以外の材料 6B010-6005-099-742	2													
0642	簡易培養 6B010-0000-099-742	培養・同定に準ずる		冷蔵	3~7	60② 微生物		同定培養と合わせて行 った場合は算定不可							
0646	細菌定量 6B205-0000-099-742	培養・同定に準ずる		冷蔵	3~10			定量培養のみの依頼は 簡易培養で算定							
0643	嫌気性培養 6B010-0000-099-743	培養・同定に準ずる	29	冷蔵	7~14	112③ (加算) 微生物		同定培養と合わせて行 った場合112点加算							
0647	保菌培養(便培養) 6B010-6002-015-742	便	10	冷蔵	3~4	180 微生物		※26							
0644	薬剤感受性 1菌種 2菌種 3菌種 6C010-0000-099-762	培養・同定に準ずる			3~5	170 220 280 微生物	平板ディスク 1濃度法 Kirby-Bauer法 微量液体希釈法	※26	薬剤名はP12参照						
0645															
0648															

- ①排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査
同一検体について当該検査と区分番号D002に掲げる尿沈渣(鏡検法)又は区分番号D002-2に掲げる尿沈渣(フローサイトメトリー法)を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。
(1)排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌液、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。
(2)染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。
(3)当該検査と区分番号「D002」の尿沈渣(鏡検法)又は区分番号「D002-2」の尿沈渣(フローサイトメトリー法)を同一日に併せて算定する場合は、当該検査に用いた検体の種類を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
(4)症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なる複数の部位又は同一部位の複数の箇所から検体採取した場合は、主たる部位又は1箇所のみ所定点数を算定する。
- 細菌培養同定検査
症状等から同一起因菌によると判断される場合であって、当該起因菌を検索する目的で異なった部位から、又は同一部位の数か所から検体採取した場合は、主たる部位又は1箇所のみ所定点数を算定する。
- ②簡易培養は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。
ウロトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、区別番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。同一検体を用いて「D018」細菌培養同定検査1~5と併せて行った場合は、算定できない。
- ③嫌気性培養のみを行った場合は、「D018」細菌培養同定検査1~6までの所定点数のみ算定し、加算は算定できない。
- ④血液を2ヶ所以上から採取した場合に限り、2回算定できる。

